

令和4年6月定例会 消費者・環境対策特別委員会 (6月事前)

令和4年6月10日(金)

[委員会の概要]

喜多委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。(10時39分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料(その2))

【報告事項】

○徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準(案)について(資料1-1, 1-2)

○第9次総量削減計画(素案)について(資料2-1, 2-2)

谷本政策監補兼危機管理環境部長

それでは、6月定例会に提出を予定しております消費者・環境対策関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。まず、私からは危機管理環境部関係につきまして御説明を申し上げ、順次、各所管部から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料の1ページを御覧ください。その他の議案等として、条例案を2件提出しております。

まず、アの徳島県環境影響評価条例一部改正についてでございます。地球温暖化対策の推進に関する法律の一部が改正され、事業者が市町村の認定を受けた計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備について、環境影響評価法に定める手続に特例を設けるものでございます。

次に、イの徳島県生活環境保全条例一部改正についてでございます。騒音規制法施行令の一部が改正され、空気圧縮機のうち、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する機器を規制対象から除外するとともに、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部が改正されたことに伴う所要の整理を行うものでございます。

2ページを御覧ください。令和3年度繰越明許費繰越計算書でございます。先の2月定例会におきまして、繰越しの御承認を頂いておりました事業につきまして、繰越額が決定したことを御報告させていただきます。2ページ、左から4列目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり3,100万円となっております。今回、繰越しました事業につきましては、引き続き、早期執行に向け取り組んで参ります。

5ページを御覧ください。令和3年度事故繰越し繰越計算書でございます。グリーン社会推進課所管の一般環境対策費1,867万5,000円については、小水力発電設備の導入等に係るゼロカーボンシティ推進事業補助金において、ウクライナ情勢等の影響を受け、海外か

らの資材の納入が遅れたことなどにより、年度内完成が困難となったため、やむを得ず事故繰越しとなったものでございます。早期完成に努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際2点、御報告申し上げます。資料1-1及び資料1-2を御覧ください。徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準(案)の概要についてでございます。改正地球温暖化対策推進法に基づき、市町村の再生可能エネルギー促進区域設定を促すため、国から示される基準等を踏まえた騒音、土地の安定性、生物の多様性、眺望景観などの環境に配慮した本県の環境配慮基準でございます。

市町村は、国・県の環境配慮基準に基づき、環境保全の観点に加え、社会的配慮等の観点も考慮しながら促進区域を設定することにより、再生可能エネルギーの導入拡大や、地域経済の活性化などの地域の持続的な発展に資する取組を推進することが可能となります。今後、県議会での御論議をいただくとともに、パブリックコメントを実施し、徳島県環境審議会気候変動部会を経まして、本年7月の策定を目指し、取り組んで参ります。

次に、資料2-1及び資料2-2を御覧ください。第9次総量削減計画(素案)の概要についてでございます。本計画は、瀬戸内海の水質改善を図るため、海域に流入する汚濁負荷量の総量を削減するものでございます。

県は、国の総量削減基本方針に基づき、削減目標の達成に向け必要な各種施策を推進するため、本年4月、徳島県環境審議会生活環境部会の審議を経て、総量削減計画素案を取りまとめたところでございます。

本県の水質は、従前の総量削減計画により良好な状態が保たれておりますが、一方で、一部の水域では、栄養塩類の不足等による水産資源への影響が生じております。このため、計画策定にあたり、従来の汚濁負荷量の総量規制による水質保全に加え、生物多様性・生産性、基盤となる施策等の推進により、とくしまのSATOUMI(里海)づくりの実現を目指して参ります。今後、県議会での御論議をいただくとともに、パブリックコメントを実施し、徳島県環境審議会生活環境部会を経まして、本年10月の策定を目指し取り組んで参ります。

報告事項は以上であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

吉岡農林水産部副部長

続きまして、農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の委員会説明資料の3ページでございます。その他の議案等といたしまして、令和3年度繰越明許費繰越計算書でございます。令和4年2月定例会におきまして、御承認いただいた額の範囲内で、繰越額が確定いたしました。5課の翌年度繰越額の合計額につきましては、左から4列目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、7億2,722万円となっております。繰越された事業につきましては、引き続き、早期の事業完了に向け取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

5ページでございます。令和3年度事故繰越し繰越計算書でございます。森林整備課の翌年度繰越額合計額につきましては、表中央の翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、2,285万1,000円となっております。関係機関等との調整において、計画に関する協議が

難航したことにより、やむを得ず繰越せざるを得なくなったものでございます。事業効果を発現できるよう早期完成に向けて、最善の努力をしておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

提出予定案件の説明は以上でございます。なお、報告事項はございません。よろしくお願い申し上げます。

貫名県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。

委員会説明資料(その2)の4ページを御覧ください。令和3年度繰越明許費繰越計算書でございます。令和4年2月定例会におきまして、繰越予定額の議決をいただいたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。

水・環境課において、表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額に記載のとおり、合計9,692万6,500円となっております。

6ページを御覧ください。令和3年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書でございます。旧吉野川流域下水道建設改良事業における翌年度繰越額は、表の中ほどの翌年度繰越額欄に記載のとおり、7,309万6,000円となっております。繰越理由につきましては、計画に関する協議に不測の日数を要したことによるものでございます。

以上で提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で説明等は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定する、との申合せがなされておりますので御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配慮のほど、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

山田委員

私のほうから、数点聞きたいと思います。

まず、先ほど報告があった環境管理課関係の条例改正案の概要ですね、これ御報告いただけますか。

相原環境管理課長

まず、条例改正のうち、環境影響評価条例の改正について御説明いたします。これは、地球温暖化対策推進法が令和3年5月に改正されまして、事業者が地域脱炭素化促進事業を行おうとする場合に、市町村の認定を受けることができる制度が導入されました。国や

県の基準を満たした促進区域で実施するものとして、市町村の認定を受けた事業には、環境影響評価法に基づく配慮書手続を省略する特例が設けられております。これに準じまして、徳島県環境影響評価条例におきましても、市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行う太陽光発電所等の整備については、配慮書手続を要しないものとする必要がございます。これが改正の理由です。

続きまして、生活環境保全条例の改正部分は、騒音規制法の施行令を受けての変更です。この度、騒音規制法政令の改正によりまして、空気圧縮機の規制対象のものから、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しない静かな機器については、環境大臣が指定するものとして、対象から除くことになっております。それを受けまして、条例におきましても、同様に、環境大臣が指定する機器について除外するというものであります。

山田委員

今の説明に基づいて、また別の機会にいろいろ聞いていきたいと思うのですが、まず、今日報告のあった第9次総量削減計画素案について、改めてこの素案の概要について、教えていただけますか。

相原環境管理課長

ただいま山田委員から、第9次総量削減計画の概要について、質問がありました。

この計画は、令和4年1月、国において総量削減基本方針が策定されまして、それを受けて策定するものです。

内容についてですが、主には、水質の汚濁負荷量の総量規制となっておりまして、具体的には、汚濁負荷量の指標値であるCODとか、栄養塩類の窒素、りんについて、削減目標量を国が定めて、その数値目標の達成に向けて、県が様々な施策を進めるというものでございます。

今回、指標としましては、CODは1日の排出量として、県全体で33トン、窒素につきましては19トン、りんについては1.5トンという削減目標量が定められており、それに向けての施策をこれから進めていくところでございます。

山田委員

そのことについては、詳しく聞きたいのですが、前の2017年の8次計画では、三つの戦略と五つの施策が掲げられました。それが、この5年間で達成できたのかということについて、この8次の計画の総括について、御報告ください。

相原環境管理課長

第8次の数値目標としましては、CODが削減目標量として34トン、窒素については19トン、りんについては1.5トン、1日当たりの削減目標量として出ておりました。それに対する徳島県の実績値は、CODについては28トン、窒素については17トン、りんについては1.3トンということで、いずれも数値目標を達成しております。

山田委員

率は、数字的には達成しているということなのですが、実はこの五つの施策の中の生活排水改善のための施策で、このときはPFI方式導入などによる汚水処理人口の拡大と書かれた部分と、単独処理浄化槽の世帯を中心とした啓発活動(新)ということが、五つの施策のトップに掲げられているのですけれども、そうしたら、この5年間での取組はどうなったのかなど。この点はどうか。

相原環境管理課長

これにつきましても、関係部局と連携を取りながら、下水道とか、合併浄化槽の整備に努めてまいりましたので、第8次の時よりは進んでおる状況です。

山田委員

これ、進んでいる、いや、数字的には進むのですけれども、20年間、いわゆる全国最下位をずっとぶっちぎっとるわけで、これ水・環境課のほうなのかな、ちょっと具体的に。この時にPFI方式による汚水処理人口の拡大、単独浄化槽の世帯を中心とした啓発活動ということになっていたけれども、もちろん数字的には若干前進してますよ。しかし、この5年間で見たら、とてもそんな状況になっていないというふうに思うのですけれども、その点はどうか。

姫氏原水・環境課長

ただいま山田委員から、汚水処理の進みはどうかということ御質問いただいたと思います。

汚水処理人口普及率については、令和2年度末における汚水処理人口普及率は、現在、64.6パーセントとなっております、前年度に比べて1.2ポイントほど上昇しております。普及率の向上につきまして。

喜多委員長

小休します。(11時00分)

喜多委員長

再開します。(11時01分)

山田委員

また具体的に付託でも聞いていきたいと思うのですけれども、肝腎要の一つなので。しかし、残念ながらやはり、この生活排水処理については、もちろん数字的には進みます。後退することはありません。しかし、その進み方が、目標と比べたら残念ながら十分とは言えない状況にあるというふうに思うのですね。それで、これは非常に重要だと思うのですけれども、つまり今回の条例改正は、きれいな海と豊かな海と、両方併せ持った徳島の里海の実現と、こういうことだと思うのですけれども、昭和54年の国の第1期総量規制から、削減基本計画からずっとやられてきているわけです。それで、きれいな海のほうは、いろいろなことはあるだろうけれども、先ほど報告があったように、一定の達成はできて

きたと。しかし豊かな海ということでは、実は、8次の時のこの議会の討論でも、やはり新しい課題として、ワカメ、ノリの色落ち問題や、あるいは漁獲量の減少ということが新たな問題として討議されているのですね。この新たな問題について、8次以降、どのように改善されて、9次ではどういう特徴を持って、この豊かな海を維持されようとしているのかという点について、お伺いします。

相原環境管理課長

この度の第9次総量削減計画におきましても、水質保全とともに、生物多様性、生産性の確保に向けた水環境の改善や、基盤となる施策の推進に努めてまいりたいと思っております。山田委員が言われた、豊かな海づくりと申しますのは、総量削減計画のこれまでの中で、前回の第8次で、初めて出てきた目標でございます。第8次で進めてまいりました、海域の実情に応じたきめ細やかな栄養塩類の管理に向けた施策でございますとか、豊かな里海を支える水質モニタリング事業、それから護岸工事の際に、生物共生型の、生物の住みかとなるようなブロックを置くような工事ですとか、いろいろと取組はしておるところですが、まだ今後も、引き続きこの部分については、関係部局の皆様、また関係者の皆様の御意見も聞きながら、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

山田委員

その関係でね、新たな問題と言われておりますので、これは里農林水産部次長のほうからも、現状と今後の取組について御報告いただけますか。

里農林水産部次長

ただいま委員から、総量削減による水産業への影響、今後の対策について、御質問を頂戴したところでございます。

瀬戸内海におきましては、総量削減の結果、海水の透明度は回復し、赤潮被害も激減をする一方で、植物プランクトンや海藻類の栄養分となる窒素、りんなどの栄養塩の減少が顕著となっているところでございます。

さらに、気候変動に伴う海水温の上昇もあいまって、瀬戸内海では近年、アサリやイカナゴなどの水産資源の減少など漁業への悪影響が顕在化しつつあります。中でも、海藻養殖の不振は深刻で、本県におきましては、黒ノリやすじ青ノリが色落ちや生育不良で収穫量が激減するとともに、近年、ワカメでも色落ちが頻発しており、県では海藻類の施肥対策として、旧吉野川浄化センターへの栄養塩の管理運転、海底を耕して水中の栄養分を回復させる対策への支援などに取り組んできたところでございます。

さらに、昨年度からはノリ、ワカメの増産、品質向上に向けまして、養殖業者の皆様と連携し、本県独自の施肥技術の現場実証試験に取り組んでいるところでございまして、今年度も引き続き、ノリ、ワカメの生産増に向けまして、この試験を継続してまいりたいと考えているところでございます。

山田委員

きれいな海とともに、この豊かな海を回復させる取組という面では、非常に重要な取組

だと思うので、引き続き、この状況については注目していきたいと思えます。

それで、この問題の最後の質問で、徳島県は播磨灘と紀伊水道と二つの湾灘があるわけです。この季節ごとに合った柔軟な運用ということが必要になってくると思うのですけれども、同じ瀬戸内海の海でも、やはり、めりはりをつけた取組が必要になってくると思うのですね。これは第8次の時もそういう議論がされています。それで、そのめりはりをつけるために、政策提言をしてきたという答弁もありました。どのように、めりはりがつけられてきたのかという状況について、お伺いします。

相原環境管理課長

海域の実情に応じたきめ細やかな栄養塩類管理の手法については、現在、国のほうとも連携しながら、必要な場所にどのように足していくのかという検討が始められているところです。徳島県におきましても、どういう海域で、いつ栄養塩が不足しているのかという、まずそういった実態調査も含めまして、御意見を聞く必要があると考えております。

山田委員

非常に重要な問題なので、引き続き付託でも、この問題について、聞いていきたいと思えます。

次に、流域下水道問題、今回流域下水道の繰越計算書について、先ほど県土整備部長からも報告がありました。その内容、昨日もどうも委員会で出たようなのですけれども、簡潔に述べていただきたいのと、流域下水道は、当初2018年度に全体計画が完了ということになっておりました。それが完了時期が、2035年ですか、大幅に遅れたわけですが、その理由と現状を御報告ください。

姫氏原水・環境課長

ただいま山田委員から、旧吉野川流域下水道事業の繰越し理由、それと、流域下水道事業の進捗が、当時と比べて遅れている理由と現状ということで御質問いただきました。

まず、繰越し理由につきましては、今回、令和3年度繰越額としまして、7,306万9,000円の繰越しとなっております。

主な内容ですけれども、終末処理場である旧吉野川浄化センターが、平成21年度の供用開始後10年余りが経過し、今後耐用年数を迎える設備が増加することから策定します、ストックマネジメントの計画や、松茂町の面整備の拡大に合わせて施工するマンホールの設計に関する協議に不測の日数を要したことによるものであります。

次に、旧吉野川流域下水道事業の遅れている理由ですが、旧吉野川流域下水道事業につきましては、平成11年度計画策定以降、20年余りが経過しております。この間、人口の減少や、高齢化の進行など、社会情勢の変化が著しくありまして、それに伴い、地域のニーズについても変化が生じていると考えております。

各市町においては面整備と下水道の事業を進めていただいているところではございますが、こういった変化もあって、地域のニーズの変化もあって、なかなか思うように進んでいないといったところがございます。

それで今後、どのように進めていくかということについて、県のほうでは、旧吉野川流

域下水道施設の整備や運営に関して、将来を見据えて、安定的かつ持続可能な下水道サービスの提供、また経営基盤の強化が実現できるように、令和2年3月に経営戦略を策定しまして、現在、この経営戦略に基づいて、関連市町とともに、整備区域の下水道と合併処理浄化槽といったものすみ分けですね、整備区域の最適化とか、し尿、浄化槽の汚泥の受入れなど、いろいろなことを盛り込んだ旧吉野川流域下水道事業の今後あるべき姿というものについて、議論しているところでございます。

山田委員

そうしたら、もう少し具体的に、直近の各市町の面積ベースの進捗状況と、これは県だけなのかな、事業費ベースの進捗状況をそれぞれ教えてください。

姫氏原水・環境課長

直近の各市町の面積ベースの進捗状況ですが、まず、鳴門市においては、今、供用開始しているところが187.6ヘクタールということで、全体の計画でいうと11.3パーセント。松茂町は218.9ヘクタールということで、進捗でいうと51.5パーセント。北島町が77.2ヘクタールで12.3パーセント。藍住町が133.1ヘクタールで13.4パーセント。板野町が126.9ヘクタールで37.1パーセント。合計744ヘクタールを供用しておりまして、面積ベースで進捗率は15.8パーセント。それと事業費ベース、県のほうの事業費で申し上げますと、令和2年度までで339億円投じております。約339億円ということで、全体事業費からいうと、55.9パーセントの進捗となっております。

山田委員

この流域下水道ですね、多額の事業費が掛かっていると。また今、進捗状況を言われたけれども、非常にやはり難しい局面、特に、今日具体的にもう時間の関係で聞きませんが、接続率も低いというふうな問題もありました。だから多額の事業費が掛かって、住民の皆さんからも接続が伸びないというふうな、この下水道整備からですね、やはり県がずっと言っているように、合併処理浄化槽の普及へシフトするというふうな状況になっています。この事業の大幅縮小が、やはりもう現実性を帯びていると。これ、前からいろいろな議員さんからも指摘されています。それで、今までこの流域下水道について、どのような検討がされて、問題は、その大幅見直しを公表する時期、少なくとも今年度中ということになると思うのですけれども、その見直しについては、どういうふうにお考えですか。

姫氏原水・環境課長

ただいま山田委員から、流域下水道の見直しの公表時期について、質問を頂きました。

流域下水道事業につきましては、関連市町とともに、今後どのような形で進めていくべきかということを議論を深めているところでございます。公表時期というのは、今、正に議論を深めているところでありまして、明確なところは決まらないのですけれども、引き続き、関連市町とともに、旧吉野川流域下水道が、より良い施設へ発展できるように、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

今のその答弁ね、今まででも聞いてきたけれども、やはり今の実態的な進捗状況、まあもちろん若干の凸凹あります。それで関係の2市4町とも協議しないといけないというのは、そのとおりです。しかし、もう何らかの方向を今年度中に示さないと、だらだらといくのはまずいですよ。付託でも引き続き、この問題については聞いていきたいと思っておりますけれども、やはりその見直し時期等々は、部長をはじめ、皆さんで検討をする時期に来ているなということを申し上げて、また引き続き聞いていきたいと思っております。

次に、促進区域の問題について報告がありました。この促進区域の設定に関する環境配慮基準ですね、少し詳しく御報告いただけますか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま山田委員から、促進区域について、もう少し詳しく説明してほしいとの御質問でございます。

昨年5月に成立しました、地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律では、地方創生につながる再生可能エネルギー導入促進を図るため、地方公共団体実行計画制度が拡充されまして、市町村が再生可能エネルギー事業を推進する促進区域を設定し、再生可能エネルギー事業の環境配慮、それから地域貢献に関する方針を定め、地方公共団体実行計画に適合している再生可能エネルギー事業を認定する制度が創設されたところでございます。

市町村から認定された再生可能エネルギー事業につきましては、関係法令手続のワンストップ化や、環境影響評価法の配慮書手続の省略など、特例が受けられることとなりました。

また、促進区域につきましては、再生可能エネルギー事業を促進する区域として、市町村が設定するものであり、設定に当たりましては、国の基準、それから都道府県の基準、このたび御報告させていただいております環境配慮基準、これらを踏まえることとされております。

徳島県版・脱炭素ロードマップの重点施策であります、自然エネルギー最大限導入を進めるためには、自然と共生し、地域を豊かにする再生可能エネルギーの開発を促進する促進区域の設定を積極的に推進する必要があると位置づけております。

そこで、市町村の促進区域設定を促すため、国から示されました基準等を踏まえ、法令関係条例に基づき、騒音や土地の安全性など生活環境保全、それから生物多様性、景観等に配慮した本県の配慮基準を策定したものでございます。

山田委員

一応分かりました。再生可能エネルギーについての環境保全地区と建設可能地区の明確なゾーニングですね。特に住民参加と合意のもとで自治体が行うということは強く求められていると。これは前年度の委員会でも、私は求めたのですがけれども、特に徳島県でも、県外などによるダム開発の防止ということを、またそういうところの利益が域外に流出することを防いで、地域の産業として雇用や需要の創出につながるという面では、非常に重要な取組だというふうに思います。

そこでね、具体的に、再生可能エネルギー導入計画の計画作りの上では、地方公共団体の実行計画の区域施策編策定ですね、これが非常に重要なツールになるかなというふうに思うのですけれども、前の委員会のときは、24市町村中七つにとどまっているという話があったのですけれども、この市町村の促進、地域設定に向けた調査や地元の合意形成に県が積極的に支援すると2月に表明されたわけですけれども、この市町村支援の現状と強化策について、お伺いします。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま山田委員から、市町村の実行計画の策定に向けた県の支援という御質問がございました。

これにつきましても、今、市町村においては、脱炭素につきまして、ゼロカーボンシティ宣言とか、そういったものについて働きかけているところでございまして、そういった中で、今回、促進区域の設定につきましても、この市町村の実行計画の策定というのが、非常に重要なものになってくると認識しております。

そこで、今回、このたび県の環境配慮基準を設定しまして、基準を定めて、これから促進区域の設定について市町村に働きかけていく、設定を促していくことになるところでございますので、そういった取組と並行して、実際のところ、この促進区域というの、市町村の実行計画の中に入れていただくというような視点も持って、いろいろな助言をしてまいりたいと考えております。

山田委員

これについても、引き続き注目をしていきたいと思えます。

ちょっと緊急案件で、これとの関係で聞きたいのですけれども、二酸化炭素排出実質ゼロを実現する地域ですね、昨年6月に策定された地域脱炭素のロードマップというのがあります。2030年度までに、全国100か所、今年の1月25日から2月21日だったかな。第1回公募が行われたのですけれども、手を挙げた自治体は、残念ながら徳島県は無かったと。前回の2月付託の時に、今後は今年5月くらいをめどに、20か所から30か所、これ全国で設定すると。今、幾つかの市町村で次回以降の公募に向けた相談ということで、県と連携を取っているというふうなことがありました。それで2回目の公募時期と、県内市町村の状況について、御報告いただけたらと思えます。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま山田委員から、脱炭素先行地域についての御質問がございました。

まず、この脱炭素先行地域につきましては、2050年カーボンニュートラルに向けまして、民生部門、これは家庭とか事業所、そういったところの電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現するというので、日本全体の2030年度目標、2013年度比46パーセント削減との整合性を図ることから、それを実現できる地域のことでございます。

それで、先ほど第1回目の選定ということで、昨年1月から約1か月間募集がございまして、これに関しましては、全国の102の地方公共団体から79件の提案がなされまして、本年4月に、その中から26件が採択されたところでございます。

それで、第2回目の募集ということでございまして、これは本年7月26日から約1か月間行われる予定でございまして、それ以降は令和7年度までに2回程度の募集が行われる予定と聞いております。

そこで、現在の県内の状況といいますか、取組ということの御質問がございまして、県内の市町村からは、現時点で、複数の市町村が応募に関心を示しているところがございます。今後これらの市町村が、脱炭素先行地域に応募できるよう、環境省の中国四国地方環境事務所と情報共有をしながら、国からは先行地域応募に当たってのアドバイスも頂きながら、県も積極的に技術的助言に努めていきたいと考えております。

山田委員

時間がもう間もなく来ますので、今の答弁ですけれども、2月の時も数市町村がと。それで、2月の時は、そのところがですね、2回以降の時にですね、なお連なるだろうというふうに見たのですけれども、もう7月ですから、時間がありません。だからこの時点で、今回、県内の市町村で、そういうことを具体的に挙げるところはあるのかという点が1点と、それと我が県は自然エネルギー立県徳島を掲げてですね、自然エネルギー協議会会長県ですよね。そこで一つの自治体も二酸化炭素排出実質ゼロ等を実現する地域が出てこない。既に高知県では、1回目で認定されたところもあると聞いております。会長県としてですね、この状況、2回目の時点で手を挙げる市町村が実質ゼロというのは、決して十分なものとは言えないというふうに思うのです。やはり、県の責任は非常に重大だと思うのです。だから、この7月に向けた2回目、県内の市町村で具体的に手を挙げるところがあるのかということと、会長県として、県の責任をどういうふうに認識しているのかと、この2点について質問して、私の質問を終わります。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

山田委員から、1点目、第2回の募集について、どのように取り組んでいくのかという御質問でございますが、脱炭素先行地域の応募に当たりましては、事業計画を作成する必要がありますが、そのためには脱炭素先行地域の選定要件の大前提となります。2030年度までに先行地域内の民生部門ですね、その電力、排出CO₂実質ゼロという大きなハードルをクリアする必要があります。そういったことで、これから対象地域の、その手を挙げてきた市町村につきましては、対象地域の確定、それから現在使っている電力需要量とか、再生可能エネルギー導入によって電力削減がどれぐらいできるとか、そういった調査が必要になってきます。それから地域特性に応じた温暖化対策の取組といった視点も重要でございまして、計画の実現の可能性の検証なども含めて、選定要件を満たしていくこととなってきます。ということで、この要件をクリアして、計画提案していくためには、7月26日の募集には、スケジュール的には非常に厳しいかなということは聞いておりますけれども、市町村の取組を積極的に支援してまいりたいと思っております。

それでもう1点、会長県として一つも出さないのはどうかということでございますが、繰り返しになりますが、そういった意識としてはですね、当然手を挙げていきたい。これ県の意思だけではできませんので、市町村、それから関係事業者、それから地元のコンセンサスも取りまして、自然エネルギー会長県として、脱炭素に向けて積極的に取り組んで

まいりたいと、そのように考えております。

山田委員

終わります。

吉田委員

幾つかお伺いをさせていただきます。

まず、山田委員の先ほどの流域下水道についての御質問の関連で、質問というか、要望なのですけれども、面整備が遅れた理由として、人口減少であるとか、ニーズの変化があるということ、さっき御答弁されたのですけれども、この人口減少についてですね、一番先、国土交通省が人口減少の将来の数字を発表したのは、2010年度だったと思うのです。すごいショックだったので覚えているのですけれども、2011年の1月に発表しているのです。それで今後の日本全国の地域の人口減少の2050年、60年というのが出たのですよ。それで、そういう人口が減少するという事は、もう12年前に出ているので、あらゆる県土整備のいろいろな公共整備に関わる人口減少というのは、重要な一つのファクターとして、今後判断することになると思うのです。四国新幹線とか言われていますよね。鉄道高架事業もあるのですけれども、人口減少ということ十分に念頭に置いての計画を、くれぐれも将来につけを残さないような整備を県土整備部にはお願いしたいと思っております。御答弁があればお願いします。なければ要望でいいのですけれど。

喜多委員長

ありますか。

姫氏原水・環境課長

吉田委員から、人口減少を十分加味した事業の計画を立てるようという要望を頂いております。

旧吉野川流域下水道に関してだけなのですけれども、ちょっとお答えさせていただきます。当然、流域下水道事業、人口集中したところに対して下水道というのは非常に有利に働くということで、計画した当時ですね、人口集中地域を中心に下水道を計画したところがあります。ただ、今後、委員おっしゃられたように、人口減少ということがもう明らかになってきております。それで、やはり計画というのはどこかで修正、見直しというのが必要になってくると思っております。新たにするとところは、当然、人口減少を加味して計画を立てていくということが大事なのですけれども、今、既に着手した事業についてもですね、そういったことも十分踏まえて、今後、関連市町と協議をしながら、計画が良い方向になるように考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

吉田委員

できればもっとこの2010年の国土交通省のビジョンが出た時点で反映してほしかったのですけれども、今後は御答弁のとおり、よろしくお願いしたいと思います。

次に、再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準について、案が出て

おりますけれども、これ太陽光発電設備50キロワット以下の基準ということで、風力発電については、今後設定されると思うのですけれども、どういうスケジュールでやられる予定なのか、分かりましたらお願いします。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま吉田委員から、環境配慮基準の風力発電版ということで、どのようなスケジュールで取り組むのかという御質問でございます。

まず本件につきましては、やはり太陽光発電が非常に進んでいるということで、このたび太陽光発電に限って配慮基準を策定させていただきました。それで、風力発電、それからほかにも再生可能エネルギー事業はございますけれども、そういったものにつきましては、今回のこの太陽光発電に係る配慮基準の浸透と言いますか、配慮基準で市町村に促進区域が浸透していくとか、促進区域の設定にどのようにつながっていくかという状況も見まして、考えていきたいと思っておりますので、今の時点ではいつというのは、明確に申し上げられない状況でございます。

吉田委員

風力発電の設定のスケジュールは、太陽光発電の状況を見てから判断ということだったのですけれども、私はそれではちょっと遅いのではないかなと思います。似たような設定になるのではないかなと思うのですけれども、環境影響評価条例を今回変えるというのもあった中で、実質はこの環境アセスメントの緩和の条例と思うのですけれども、そういう中で県南の大型風力発電の計画とかありましたけれども、今後、徳島の山間部でそういう計画がある可能性は十分考えられると思うのです。そういうときに、県南の首長さんをはじめ、すごく反対運動に労力をかけられて、逆に再生可能エネルギーのイメージがちょっと悪くなってしまいうような状況は、促進のためには良くないと思うのです。ぜひ風力発電のほうの基準も、早めに立てていただきたいということを要望したいと思います。

そのことの要望の答弁と、もう1点、この案の概要を見させていただいた時に、国が法令で決めていて、国の考慮すべきエリア事項の中から、徳島県が促進区域と考慮すべきエリアを分けているということで、この県の促進区域を今回決められたわけなのですけれども、これを見て市町村が、県が考慮すべきエリア事項の中から、またそれを分けていくという、市町村の判断で除外するところと、考慮すべきであるけれども促進区域を設定していくというような図になっていると思うのです。その基準を決められていることという理解なのですけれども、文言の中に、例えば地滑りであったら、地滑りはいいのですけれども、動植物への影響とかを調査して、必要な措置を講じるということで、促進区域に入れるか入れないかを、市町村が判断するというような事柄が多いなと思います。この判断が、やはり市町村で必要になってくるといえるときに、県がどこまでこれに関わっていくのか、市町村だけで判断するのを、もう任せてしまうのか。やはり県もちょっとサポートが必要だと思ってしまうのですけれども、その辺はどうなのかということを、この件の最後の質問とさせていただきます。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま吉田委員から、市町村が促進区域を設定していく中で、県がどのように関わっていくかという御質問がございました。

市町村が設定する促進区域内における再生可能エネルギー事業の導入につきましては、地域の住民や団体有識者、それから行政機関と、様々な関係者で構成する実行計画の協議会というものを設置するようになっておりますので、そこに県も当然、参加するようになります。そういったところで助言を行ってまいりたいと考えております。

吉田委員

実行計画の協議会を設けて、その中に県もメンバーに入って、相談にのるという体制ができていくということで、是非、ここは大切なところなので、せっかく促進区域を作っているというので、細かくしていただいているので、最後の詰めがきちんとできるように、よろしくサポートをお願いしたいと思います。

最後の質問なのですけれども、第9次総量削減計画についてお聞きします。

この計画、第9次なのですけれども、第8次と変わったところ、数値目標が変わったのは分かるのですけれども、それ以外に変わった点がありましたら、まとめて御報告いただきたいと思います。

相原環境管理課長

吉田委員から、第9次総量削減計画で、8次から変わったところについて、御質問がありました。

この度、第9次総量削減計画では、三つの戦略といたしまして、汚濁負荷削減による水質保全、生物多様性、生産性の確保に向けた水環境の改善、基盤となる施策を推進することとしております。

まず水質保全の部分につきましては、主には生活排水の改善のために、下水道とか合併処理浄化槽の整備をさらに進めていくこととか、事業場の排水に対する施策を強化すること、エコファーマーの増加による環境保全型の農業の推進とか、そういったところを、さらに強化するというところで進めてまいります。

生物多様性、生産性の確保に向けた水環境の改善では、地域の実情に応じたきめ細やかな栄養塩類の管理に向けてということで、ポンチ絵のほうでもお示しした施策を進めてまいります。

このうち、栄養塩の管理運転の実証実験につきましては、旧吉野川浄化センターのほうで実証実験を行っておりまして、それについてもさらに強化してまいります。

基盤となる施策につきましては、デジタルトランスフォーメーションの推進によりまして、里海の魅力を発信するような事業を新たに考えております。

吉田委員

第9次総量削減計画の特徴みたいなことを言っていたと思うのですけれども、お聞きしたいのが、素案のほうに書いてあります2番の生物多様性、生産性の確保に向けた水環境の改善の4番のところに、生物と共生する環境配慮型構造物の採用というのがありまして、この中に、電力の地産地消、漁礁及び増殖場としての効果が期待できる漁業協調

型洋上風力発電の導入に意欲のある漁協等と連携して、自然エネルギーの活用と漁獲量の拡大のための検討を行うというのが入っているのです。これについて、大変良かったなど思っているのですけれども、これについては、県が主体となって、こういう検討の場を設けていただけるということによろしいのでしょうか。それで、本年度中にそれをやるとか、それについての具体的なことがありましたら、お願いします。

相原環境管理課長

環境管理課としましては、先ほどの条例改正でも申し上げましたように、環境影響評価のほうの業務を担当しております。今年度中に検討というところではないのですが、風力発電等の大規模な開発事業には、環境への影響も適切に配慮することが必要であると考えておりまして、相談がございました折には、関係課とも連携しまして、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

吉田委員

相談があった際にそれを検討するというのでは、ちょっと今後の世界的状況とか、県の産業を作るとか、いろいろな意味で、そういう姿勢は消極的過ぎるのではないかと思います。この言葉が入ったことにすごく希望を感じたのですけれども、ぜひ検討を行うための音頭を、検討なんでね、飽くまでね。その中で環境への配慮は、環境管理課がしっかりやっていたらいいのですけれども。是非、この素案の中のこの文言を大事に、前向きに、できるだけ早く実行に移してほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

里農林水産部次長

洋上風力発電の推進についての御質問でございます。

洋上風力発電施設につきましては、水面下で、例えば漁礁であるとか、藻場であるとか、水産業の振興を図る上での機能を持たせることで漁業振興にも寄与をするという認識を持っているところでございます。

一方で、本県沿岸では、様々な漁業が営まれており、こうした洋上風力発電の導入の検討に当たりましては、漁業者の皆様のお理解を得ることは何より重要であるというふうに考えているところでございます。

従いまして、私どもといたしましては、事業者の皆様からお話があった場合は、漁業者の皆様にともしっかりとおつなぎをして、協議ができるような場を作ってまいりたいというふうに考えてございます。

吉田委員

漁協によってはいろいろな漁法があって、洋上風力の風車があることで、藻場が形成されて、豊かな漁場が形成されるという例はあるのですけれども、そういう風力、風車が適さない漁法をやっている漁協の方もいらっしゃるってお聞きしています。だからそういうところではなくて、環境的にも大丈夫なところ、そういういろいろな偏見にも配慮するような勉強会をしたりとか、かえって本当に漁業に良い影響があって、藻場も回復するという場合もありますので、ぜひ検討の場をより積極的に設けていただけますように要望して終

わかります。

喜多委員長

それでは、午食のため休憩します。

再開は午後1時から再開します。(11時46分)

喜多委員長

再開をします。(13時00分)

姫氏原水・環境課長

午前中の山田委員からの御質問の中にありました旧吉野川流域下水道事業の繰越しに関する質問の答えの中で、数値の訂正がございますので、訂正させていただきます。繰越額について、7,306万9,000円と答えさせていただきましたが、正しくは7,309万6,000円の誤りでございました。申し訳ございません。訂正させていただきます。

喜多委員長

それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

午前中にあったテーマと同じほぼ同じなのですが、まず、第9次のCOD、窒素、りんの含有量に係る総量削減計画のことでお尋ねしたいと思います。

午前中、山田委員さんのほうからも議論がありましたが、数値のことなのですが、午前中の答弁で、実績がCODが28トン、窒素が17トン、りんが1.3トンってなってますよね。これ、目標からすると少ない。要するに目標というのは、これは増やしていく目標ですよ、削減計画で。違うのですか。それと数字の見方を教えてください。

相原環境管理課長

扶川委員から、第9次総量削減計画の総量削減目標について、御質問を頂きました。

この総量削減計画につきましては、令和4年1月、国から総量削減基本方針というものが出ております。その方針に基づきまして、各関係府県が計画を作るのですが、その国の示された基本方針の中では、瀬戸内海は良好な水質が保たれておりますので、全体としては現在の良好な水質を維持しつつ、海域によっては栄養塩類の管理を行うという目標が示されております。ですので、委員からの御質問のとおり、削減目標量というよりは、今の良好な水質を維持するための、維持目標量として、この度はCODを33トン、窒素19トンで、りん1.5トンという数値設定となっております。

扶川委員

ワカメの色落ちとか、ノリの不作とかね、そういうことに、この栄養塩類の現象が関わっているということも言われて、それを何とかしようということで、下水道のほうでそれが調整できないかという実験をやったりですね、午前中にも答弁があったように、独自の

実証実験をやっていると。この2月以降もやっているということでした。要するに現状維持するということは、むしろ足らなくなっているような状況があれば、増やさなくてはいけないわけですね。山田委員がおっしゃったように、汚水処理率を上げていく必要があると。これはもうどうしたって必要なことなんですよ、良好な生活環境というようなことを考えたら。それから一方では、それが進めば進むほど、川はきれいになっていくのですよね。きれいになっていくと、川を經由して、この汚水に関してだけ言えば、減らす方向に作用するんですよ。栄養塩類はね。私はこの汚水処理という観点と、この栄養塩類を管理するような豊かな海づくりという観点は両立させなければいけないけれど、一部矛盾しているところもあると思うのですよ。そこをどう考えているかということの議論をしたいのですが、そもそもね、私は知識が無いので教えてほしいのですが、この栄養塩類の最大の供給源というのは、どういうところからどういうルートでやってくるものなのですか。教えてください。

相原環境管理課長

ただいま扶川委員から、瀬戸内海のその栄養塩類については、どこから来るのかという御質問を頂きました。

有機物については、生態系の中であらゆるところに存在しておりますので、栄養塩類でしたら、山とか土地由来のものもございますし、今の産業とかが発達した現在におきましては、事業場からの排水ですとか、午前中にお話の出た生活排水、その他いろいろ農業のほうでも、例えば肥料をやったりということで、そういったことも有機物として、生態系の循環の中には含まれております。

扶川委員

定量的に把握はできていますか。何割がどこから出るとか、把握されていますか。

相原環境管理課長

扶川委員から、今、栄養塩類のどのくらいの量というふうなところでしょうか。

扶川委員

そうです。どこからどのくらい出るのか。例えば山からどのくらいとか、農業からどのくらいとかね、下水からどのくらいとか。

相原環境管理課長

この第9次総量削減計画の削減目標量というのが、国から示されたのですが、その根拠となるものとしまして、その有機物、また汚濁の指標を全般としてでお答えさせていただきます。

扶川委員

もう一回ちょっと追加で聞きますわね。その割合は、計画見たら入ってますよね。8次計画に入っています。これを見たらね、生活排水っていうのは、下水処理場、合併浄化槽

使用分ね、化学排出が工場、事業所。その他は畜産と養殖と土地などと書いてあるね。これ森林は入っていないですよ。だから要するに、全体は把握されていないのではないですか。

相原環境管理課長

それ以外の部分っていう。ただいま扶川委員から、全体が把握されていないというのは、生活系と産業系とその他ですね。すみません。

扶川委員

要するに森林とかね、とにかく川へ流れ込むのは、あらゆるところから流れ込んでくるじゃないですか。山から有機物が流れ込んでくるというのは、台風の時なんかは、どばっと流れ込んできますよね。そこ大きいと思うんですよ。だからその全体、そういうものも含めた全体を把握されていないのではないですかということをお尋ねしています。

相原環境管理課長

扶川委員から、山とかからの由来の有機物全体を把握できていないのではないかという御意見がございました。

今回、その削減目標量の指標である、窒素とかりんを把握できるものとしましては、どうしても排水系のものの総量という形になりますので、全体として、例えば山の分であっても、その他という区分の排水としては、含まれておると考えています。

扶川委員

そうですか。だって生活排水が11トンですよ。平成26年だったら11トンですよ。その他3トンですよ。そんなに少ないのですか。だって災害のときにね、濁流になってね、台風の時なんかはね、山から土木から何から、あらゆるものが流されますでしょう。土壌も含めてね。これ人間の営みに伴うものしか把握されていないのではないですか。要するに、海に流れ込む、その栄養塩類の全体量というのは把握されていないのではないですか。されていないなら、されていないでいいのですよ。教えてください。

相原環境管理課長

全体量については、数値目標である削減目標量を設定する場合に、試算できる範囲で計上しております。

扶川委員

分かりました。だから私が申し上げたとおりだと思います。要は人間が把握できる範囲で把握して、できるだけ減らしていこうという取組なんですよ。しかし実際に、海の中のその栄養塩類の量を定めるのはそうではないですよ。例えば下水道で、私、担当課の方にレクチャーを受けたら、調整できる試験をやっているけれども、調整する試験のときは、それは微々たるものです。だからそういうことを考えると、ワカメとかのいかだの直近に、栄養塩類がしみ出すようなものをぶら下げるといようなやり方をやるそうですけれ

ど、それは全体的に増やすよりも、そのほうが効果的、効率的なのかもしれません。ちょうど陸上で農業するとき、土を使わずに、ハウスを建てて水耕栽培をするようなものですよね。直に渡すわけですから、肥料をね。それも水流が早くて大変ということもあるのかも分かりませんが、そう考えると、この取組が総合的になっていないという印象を受けるのです。本当に総合的に豊かな海を作っていくということは、やはり山を回復する、広葉樹林を増やす、それから有機農業を促進する、河川の改修でも自然護岸を作って、動植物がそこで生活し、有機物を生産する、そういう川を作ったり、山を作ったりすることがね、一番大きな影響を与えるのではないかと私は思うのです。そういう観点が入っていないなど。それからちょっとそこがね、これは厳密に言ったら、COD、窒素、りん含有量に係る人為的な排出物に関する総量削減事業だと思います。しかし、そこしか見ていないのに、結果としては海の現状、濃度がどうなっているかということが、産業に、漁業に影響するわけですよね。だから漁業を助けるには、この計画だけでは駄目なんだろうと、当然ながら思います。だからそこら辺を考えて、もう少し大きな豊かな海づくりというのを考えなくてはいけないのではないかと私は思うのですけれど、いかがですか。所見を伺いたいです。

相原環境管理課長

ただいま扶川委員から、豊かな海づくりに向けて、山を育てるところから海に至るまでということで、様々な施策が必要なのではないかと御提案をいただきました。

今回の第9次総量削減計画におきましても、全体として良好な水質は維持しつつ、きめ細やかな海域による栄養塩類の管理についても、目標としております。本日示させていただいた概要の中で、汚濁負荷削減による水質保全の中に、3番目の農水産系排水の負荷軽減のための施策としまして、エコファーマーの増加による環境保全型農業の推進というのを入れさせていただいております。これは具体的には、先ほど委員がおっしゃっておられました、化学的な肥料を使わない、使用を控えるような農業を、より進めていこうという施策でございます。

それから海において、生物と共生するような護岸を入れてはどうかという御提案については、真ん中の柱である、生物多様性、生産性の確保に向けた水環境の改善の一番下なのですが、生物と共生する環境配慮型構造物の採用、生物共生型護岸等の導入という項目で、入れさせていただいております。まさしくこれは、扶川委員がおっしゃいました、生物の住みかとなるような沿岸部分の工事の際にも、生態系に配慮した護岸工事を進めていくべきだという御意見を反映した施策でございます。

扶川委員

分かりました。だから、農林水産部のほうなんか特に関係しますが、それだけではなくて、県土整備部の河川の改修に当たっても、そうですね。そういう全体的な、県庁全体では、いろいろなところで取組があると思いますが、中で自然を回復して、農業も有機なんかを導入していくことで、本来あるべき豊かな海を取り戻していくんだと、そういうことなのだと思います。それは理念として分かるのですけれどね、それはこの生活排水とか産業排水とか、畜産とか養殖とか、これも大事ですけど、これだけの問題にとどま

らないのだということを確認したかったわけですね。是非そういうものにも視野を広げてですね、この観点をほかの部局、取組にも反映して、大規模に進めていただきたいなど。そうでないと、きれいな海は到底取り返せないと思います。

それで、ワカメの試験の状況について、ちょっと教えてほしいのですが、11月、12月、1月期くらいにワカメの試験があって、2月以降に経済委員会があったので、その議論があったように思うのですが、忘れてしまいまして、その後、試験が進んでいると思うのですが、現状、どのような技術実証試験が行われて、どういう成果が上がるかとしているのかを教えてください。

里農林水産部次長

ただいま委員から、先に行いました施肥技術の現場実証試験の概要と、その成果について、御質問を頂いたところでございます。

農作物と同様に、海藻類も成長するには栄養塩と呼ばれる、窒素、りんが不可欠となっており、色落ちはこれらが不足することで発生することが知られており、県におきましては、養殖中の海藻類に、人工的に栄養塩を添加する施肥技術の開発に取り組んでいるところでございます。

この技術、海域において特に不足をしております窒素源、硝酸アンモニウムの水溶液をボトルに充填いたしまして、養殖施設に設置して、このボトルから半透膜を通じて、徐々に肥料成分が海水へと供給される仕組みでございます。

県におきましては、昨シーズンこの技術の効果を検証するため、約120名の養殖業者の方々と現場での実証試験を行ったところでございます。

昨シーズンの現場実証試験の結果、明らかになった点、3点大きく挙げられますが、まず1点目として、この肥料を充填したボトルの周辺では、ノリやワカメの色調、色合いが改善すること。それから同位体分析の結果、広範囲にわたって、ノリやワカメで肥料成分の吸収が確認されたこと。最後に、ボトルからしみ出した肥料成分については、想定よりも少なかったこと。この3点が挙げられるところでございます。

その後の室内実験におきまして、低水温下では、ボトルからしみ出す肥料成分の量が減少するという事も確認をしたところでございます。

こうしたことから、今シーズン、まずはボトルからしみ出す肥料成分の量を高める工夫が必要であると考えており、ボトルの容量やその口径の見直し、あるいは半透膜に代わる素材の探索などを、現在進めているところでございます。

シーズンの終了後、ワカメの養殖業者皆様を対象に、アンケート調査を行ったのですが、施肥の効果があつたとおっしゃる方の回答は3割にとどまる一方で、来季も取り組みたいとの回答は6割に上るなど、現場の方の関心は高く、難しい課題ではございますが、さらなる技術改良を進めて、現場実証を加速してまいりたいと考えております。

扶川委員

6割の方がまたやりたいということで、それがまたね、技術改良で成果を上げれば、すばらしいと思いますが、是非前向きに取り組んでいただきたいと思います。

では、次の話ですが、下水道に関しては、これも二つ言いたいことがあります、一つ

は接続率、午前中に皆さんが聞かなかったので教えてください。鳴門、板野、北島、藍住、松茂で、接続率はそれぞれ幾らですか。これは供用人口に対する接続率ということで、お願いします。

姫氏原水・環境課長

ただいま扶川委員から、旧吉野川流域下水道事業の各市町の接続率について、質問を頂きました。

接続率につきましては、令和3年度末の速報値でございますが、鳴門市が約45パーセント、松茂町が約60パーセント、北島町が約49パーセント、藍住町が約53パーセント、板野町が約33パーセントとなっております。

扶川委員

藍住町が辛うじて半分超えてますけれど、松茂町が一番高くて6割ですけれども、接続率が非常に悪い。これはやはり高齢者が独り暮らしているようなところは、今から宅内の配管に金を掛けていくことなんかできないとか、いろいろな要因があるかと思います。もうこれ促進策は、それぞれの市町村で考えていかなければならないと思いますけれど、作ってしまったものは、もう接続していただくための工夫、またこれからいろいろな手立てを考えていただきたいと思います。市町村も考えるべきだと思いますが、もうこれ以上広げていくということになると、やはり赤字がどんどん増えます。どの市町も、板野郡のどの町に聞いても、1億円以上のお金を一般会計から毎年放り込んでいます。大変な負担になっている、小さい町にとったらね。こんな状況ではもたないということで、前の委員会でも言いましたように、し尿の投入という形で、もうこれ以上、下水道を増やさなくても、汚水処理ができる方策を進めてほしいと。県としても進めていきたいという考え方なので、是非前向きに取り組んでいただきたいと思います。

これはもうそれだけ言いたいのですけれど、吉田委員が、この下水道のことについて、もう大分前から人口減が分かっていたのだから、それについて、これからはそういう人口減を十分考慮した計画を立ててくださいよというふうなことをおっしゃった。そのとおりだと思うのです。これ山田委員が、接続率の汚水処理率が上がらないことについてもね、責任とか言われましたけど、それを言うのであれば、私、別に、例えば中央広域の炉の問題だってね、もう更新時期を迎えておりますけれど、これ造る前から、私は運動しておりますして、こんなでかいのを造ると、財政負担は増えるし、何でもかんでも燃やす時代ではないよというようなことを申し上げて、そのとき人口が、計画を立てた途端に上がっていく計画になっていたことを発見しまして、こんな分厚い仕様書、業者のものを手に入れて、厚生労働省に見てもらいました。当時共産党でしたが、皆さんで乗り込んで、おかしいじゃないかと言って、確か140トンが120トンの炉に縮小したのかな。それでも大き過ぎて、とにかくプラスチックでも何でも放り込まないと温度が上がらないから、石油を放り込んで、何とか高い温度を維持しているなんて、ばかばかしい、環境に反する施設になってしまいました。今回それに反省して、中央広域は、トンネルコンポスト方式という、環境にも優しい方向を取ろうとしておりますけれども、10年、20年先を見た取組をしていただきたいと思います。これは意見として申し上げておく。もう絶対これは外せない。早く切り替

えないと、その分、どんどん被害が広がっていくのだということは、もう確認されていますから。私ももう20年間ぐらいそういうことをやってきて、もうどれもこれも言ったとおりになっているのではないかという部分がありまして。今更、今の方にどうこう、それを言ってもしょうがないのですけれど、先を見てやらないと後の人が困りますから。今やられている方は、ぜひそういうことをきちんとね、先を見て、すぐにこれはおかしいぞとなったら、見直しをしていただきたいと思います。

次に、促進区域について、お尋ねをします。太陽光の促進区域の設定のことですが、幾つか議論を聞いていて、気になったことがあったのですが、一つは山田委員がおっしゃった地域の雇用とか、地域産業に寄与するような形の取組をどう促進していくのか、これは大事なことだと思うのですが、これについては、県として何か考えがあれば教えていただきたいし、公共事業の指名発注だったら、指名する範囲を決めて、地域に恩恵を及ぼすようにしていますけれども、民間のやることですから、そういうわけにもいかないでしょうから、例えば地元の業者が一生懸命取り組めば、どんどん実現していけるような仕組みをしっかりと応援をして、県外の大手に負けないような競争力をつけてもらうようにするとかね。どのようなお考えか、教えてください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま扶川委員から、促進区域における地域の雇用ということで、何か良い方策はあるのかという御質問を頂きました。委員おっしゃるとおり、再生可能エネルギー事業の導入によりまして、地域の雇用を生み出すということは、大変重要なことだと認識しております。ということで、促進区域の設定による再生可能エネルギー事業の認定につきましましては、まず、地域経済の発展、それから地域へのメリット、それから地域との共生につながるというようなことが、重要なポイントとなっております。そういったことで、県も参加いたします実行計画協議会が、実行計画協議会というのは、地域の住民や団体でありますとか、有識者、それから行政機関と、様々な関係者で構成し、いろいろな意見をお聞きする場がございます。そういったところで、地域経済の発展ということも含めて、合意形成が図られていくものと考えております。

扶川委員

どんなふうな施設を造れば、住民の合意形成が図られやすいのかなと思って、聞いて、ネットで調べてみましたが、環境省のガイドラインがありますよね。法律や条例の対象とならないような小規模な施設、これ結構多いと思うのですが、それについても環境省がガイドラインを作っておりまして、それにしても、そんな小規模な業者であっても、もうすごい多項目にわたっていろいろな配慮が要りますよね。景観とか防災とか当然ですけど、自然関係の配慮だったり、光の害対策とかね、それから構造物そのものがしっかりしていないといけないし、いろいろなことをクリアするようになっています。これなかなか小さな業者は大変だと思いますよ。素人の意見で言っていますけれど、このぐらいのことは太陽光発電設備をやっている業者だった誰でもできるというのだったら、それでいいのですけれど、そうでないのであれば、そういう業者さんに対する、きちんとした点検でもあるのだけれど、指導を、援助をしていかないと促進されないと思いますよ。私は時々

住民の方と、このあいだもビニールの回収業者と住民との間に入って話合いをして、うまくまとまりましたけれど、誠実に対応すればトラブルが少ない。ところが、だまし討ちみたいに土地を買って、いきなり計画を発表するとなると、怒るのですね、住民って。そのあたりの住民とのコンセンサス、情報公開の在り方、これを進めていくことは非常に大事だと思います。そのときに、こういう細かなところまで含めて、懇切丁寧に情報を提供し、住民に納得してもらうことが大事だと思います。そういう仕組みづくりを是非していただきたい。そのあたりちょっと御意見を頂ければ。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま扶川委員から、太陽光発電の整備に関しまして、地域住民の意見を酌み取る仕組みということで、御質問を頂きました。繰り返しになるのですが、地域の住民や団体、それから有識者、行政機関等、様々な関係者で構成いたします実行計画協議会におきまして、先ほど申した地域経済へのメリット、それから、地域との共生のほかにも、当然、地域の環境保全への配慮というのは、大前提となってきます。そういったところで、地域に経済が生み出せるように、しっかりと、地元の事業者さんの意見もお聞きしながら、この促進地域における再生可能エネルギー事業というのは進めていくべきだと考えております。

扶川委員

分かりました。後でいいですから、協議会というのはどういうものか、もう少し具体的なイメージが湧くように教えてください。例えば、許認可権限みたいなものを持つのか。権限は無いのでしょうか。無いなら無いで、どれだけ役に立つものか知りたいので、また教えてください。

それと、住民の理解を得るための一つの方策でもあると思うのですが、太陽光発電所というのは、大規模に災害なんかで停電が発生しても、発電できるじゃないですか。場合によったら、そこから住民に対して電力を供給するということもあると聞きます。県下の実情がどうなっているのか、そういう仕組みづくりがどうなっているのか、それから新設するとき、そういう仕組みを付加していくことによって、住民に納得されやすいものになると思うので、そのあたりはどういうふう把握され、どのようにお考えか教えてください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

災害時の太陽光発電の活用、県下の仕組みづくりについて、御質問をいただきました。

例えば、御家庭で設置している太陽光発電は、当然、災害時にはですね、停電時にも電気が利用できると。そういった家庭個々の取組というのはございますが、今後ですね、県有施設等にも太陽光発電の率先導入ということできしっかりと取り組み、停電時、また災害時に、太陽光で発電したものを蓄電できるか、そういったことも含めてですね、自家消費できるようなことが進めていけたら、そのように考えております。

扶川委員

是非進めていただきたいです。私の家にもね、太陽光発電を前から乗せているのですが、まだ償還が終わっていないから断りましたけれど、おとといぐらいかな、蓄電池のセールスがありました。これからはそういう時代ですよと盛んにおっしゃるのですよ。大規模に今、そのセールスにかかっていると思います。県民も関心が高いと思います。蓄電池の現状、普及の現状とか、価格とか、それが、今、実際に役立つものになっているのかどうか、どのような知見をお持ちですか。それで、本当に役に立つ蓄電池を、県民が安全に導入するという仕組みがないといけないので、詐欺のようなことがあってもいけませんから、そのあたりどのようにお考えか教えてください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま扶川委員から、蓄電池のことについて、御質問を頂きました。正確に蓄電池の今の価格というのは、資料的に持ち合わせておりませんが、それは容量によって、当然高くなっていく。だんだんと安くなってきている状況というのは、もう皆さんも御存じのとおりだと思いますが、フィットが終わって蓄電をするとなったら、蓄電池が必要になってきますので、そういったときに、やはり補助金がある市町もありますけれど、なかなか蓄電池の導入というのには二の足を踏む、そのような状況でございますけれども、県のほうではですね、ZEHの補助金といたしまして、いわゆる太陽光発電、それから蓄電池まで入れた新築時にする設置の取組について、補助金を出しております。そういったことも含めましてですね、今後、そういった太陽光発電した電気が有効活用されるような取組に、県としても支援してまいりたいと考えております。

扶川委員

これから、蓄電ができる車の導入とかね、そういうことが言われていて、そうなっていけば蓄電池の代わりになるのかもしれないけれども、そういう車を持っていない家だってあるし、もっとしっかりためようと思ったら、やっぱり蓄電池があったほうがいいのではないかと思うのですけれど、そういうことを促進するのは大事なことだと思います。だから、そういう情報をですね、現状がどういった状況で、どういうものが売られていて、安心して使うためには、どういうところに気をつけて契約しましょうとかね。やはり県民に情報提供をしてほしいです、行政としても。でない不安ですよ。

私のところの太陽光発電は、導入した時に、ある業者が保険を掛けてくれるはずだったのですが、蓋を開けてみると保険を掛けていなくて、コンバーターが壊れたら自費で直さないといけないということが、後で発覚して大慌てしました。幸いまだ故障していないので費用は掛かっていませんけれど、そんなことにならないようにね、どういう点、契約に気をつけて、どういう点チェックして、納得したら契約しましょうと。これは消費者行政としても大事なことなので、これは別の方だと思うのですけれども、是非そういう情報発信を、県の行政としてもしていただきたいのですが、そういう取組をされていたら教えてください。

飯田消費者政策課長

ただいま扶川委員から、蓄電池の訪問販売でありますとか、契約に関するトラブルなど

についての御意見がございました。

徳島県内では、徳島県として、徳島県消費者情報センター、そして県内全ての市町村に消費生活センターを設置しているところでございます。もし契約等でお困りであったり、またお悩み、これはどうかなと思ったときには、それぞれのセンターにお電話をさせていただいたり、また、共通の短縮ダイヤルであります188、こちらに連絡をしていただくことによりまして、御相談に乗らせていただいたり、またアドバイスを差し上げるといったこともする仕組みを整えているところでございます。こちらのセンターの周知につきましても、もうもちろん行っておりますが、さらにそうした訪問販売、また契約をはじめとする様々な消費生活にお困りの方は、こちらまで御相談くださいといったことを、しっかりと周知してまいりたいというふうに考えております。

扶川委員

そのためにも、業界の状況、実際どんな販売が行われているのか、どういう製品があるのか、県の相談センターのほうでもしっかり情報を集めていただいて、相談に的確な対応ができるようお願いをしておきたいと思っております。そうすることで、安心して設置ができる、進むと思っております。私自身も、償還が終わっていなかったもので、すぐ判断しなくていいので、嫁さんに隣で、そんなの断りなと怒られながら電話を聞きましたけれど、一応連絡先をね。やっぱり、安心して導入できる仕組みを作ることが、この蓄電池の促進、それからCO₂削減につながっていくと思っております。

飯田消費者政策課長

扶川委員から御意見を頂きました。ただいま申し上げた県消費者情報センター、それから消費生活センターのほうで、個々の商品全てに関する情報の収集だったり提供というのは、ちょっと難しい部分があるのですけれども、できるだけ消費生活相談員の知識の研さんに努めまして、消費者の皆さんからの御相談に、適切なお答えをしていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員長

他にございませんか。

(「なし」と言う者あり)

ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。(13時43分)